交　A11－9	ＮＳＦ63 ＥＮＳＦ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A11－10	ＮＨＬ632 ＥＮＨＬ632	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A11－11	ＮＨＢ032 ＥＮＨＢ032	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A11－12	ラブＳＮＡ24 ＦＺ８ＡＡ	スズキ株式会社 静岡県浜松市南区高塚町300番地
交　A11－13	ラブＳＮＡ24 ＦＺ８ＡＢ	スズキ株式会社 静岡県浜松市南区高塚町300番地
交　A11－14	ＮＭＭ033 ＥＮＭＭ033Ａ	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13

○国家公安委員会告示第十六号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の四第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十三年五月十一日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月三十一日

国家公安委員会委員長　中野　寛成

型式認定番号	原動機を用いる車いすの名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K11－1	電動車いす Ｐ320	フランスベッド株式会社 東京都昭島市中神町1148
交　K11－2	電動四輪車 ＳＰＸ－4500	福伸電機株式会社 兵庫県神崎郡福崎町福田447－1

○金融庁告示第六十五号

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十二号）第七条第三項及び第十条第三項の規定に基づき金融庁長官の指定する金融機関は次に掲げる金融機関とし、平成二十三年五月三十一日から適用する。

平成二十三年五月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範

株式会社みずほ銀行
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
株式会社みずほコーポレート銀行
株式会社三井住友銀行
株式会社りそな銀行
株式会社新生銀行
シティバンク銀行株式会社
株式会社ＳＢＪ銀行
株式会社ゆうちょ銀行
株式会社セブン銀行
株式会社ジャパンネット銀行
ソニー銀行株式会社
楽天銀行株式会社
株式会社新銀行東京
日本振興銀行株式会社
住信ＳＢＩネット銀行株式会社
株式会社イオン銀行
株式会社じぶん銀行
株式会社大和ネクスト銀行
中央三井信託銀行株式会社
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社
住友信託銀行株式会社
ソシエテ　ジェネラル信託銀行株式会社
ステート・ストリート信託銀行株式会社
ニューヨークメロン信託銀行株式会社
あおぞら信託銀行株式会社
オリックス信託銀行株式会社
株式会社しんきん信託銀行
中央三井アセット信託銀行株式会社
資産管理サービス信託銀行株式会社
新生信託銀行株式会社
日興シティ信託銀行株式会社
日証金信託銀行株式会社
日本マスタートラスト信託銀行株式会社
農中信託銀行株式会社
野村信託銀行株式会社
株式会社整理回収機構
株式会社あおぞら銀行
株式会社第二日本承継銀行
信金中央金庫
全国信用協同組合連合会

○金融庁告示第六十六号

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令（平成二十一年内閣府令第十号）第七条第三項及び第十条第三項の規定に基づき金融庁長官の指定する金庫は労働金庫連合会とし、平成二十三年五月三十一日から適用する。

平成二十三年五月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範

○金融庁告示第六十七号

農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令（平成二十一年内閣府令第十二号）第七条第三項の規定に基づき金融庁長官の指定する農水産業協同組合は農林中央金庫とし、平成二十三年五月三十一日から適用する。

平成二十三年五月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範

○金融庁・農林水産省告示第四号

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の六第一項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、東日本大震災に対処するための漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の特例を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範
農林水産大臣　鹿野　道彦

東日本大震災に対処するための漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の特例

東日本大震災に対処するための水産業協同組合の貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に関する省令（平成二十三年農林水産省令第三十四号）第二条の規定により、同令第一条に規定する特定水産業協同組合がその貸借対照表及び会計帳簿に計上した同条に規定する特定震災損失に係る繰延資産についての漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第三号。以下「自己資本比率告示」という。）第四条第一項及び第七条第二項の規定の適用については、自己資本比率告示第四条第一項中「次の各号に掲げる額」とあるのは「次の各号に掲げる額及び東日本大震災に対処するための水産業協同組合の貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に関する省令（平成二十三年農林水産省令第三十四号）第一条に規定する特定震災損失に係る繰延資産に相当する額」と、自己資本比率告示第七条第二項中「無形固定資産に相当する額」とあるのは「無形固定資産に相当する額、東日本大震災に対処するための水産業協同組合の貸借対照表及び会計帳簿に計上する繰延資産の特例に関する省令第一条に規定する特定震災損失に係る繰延資産に相当する額」とする。

附　則

この告示は、公布の日から適用する。